

## 第 2 回地方分権推進特別委員会における主な意見

### 1 . 第 2 期改革について

- ・第 2 期改革について、「2005 の方針」に盛り込まれたのは足がかりが出来たというのは、もう少し厳しい状況であると認識すべき。
- ・第 2 期改革の中身をどうするか、議論しておく必要がある。  
具体的にどういうところを目指すのかをはっきりしないと、8 兆円の税源移譲だけが一人歩きしてしまう。補助金削減額が先行するのではなく、基本を見直さないとただ第 2 期改革を進めると言っても不安を感じる。
- ・第 2 期改革については、なぜ必要なのかきっちり言わないと、国に対しての主張はもとより、地方六団体の中の足並みが乱れるのではないかという危惧が出てくる。

### 2 . 協議の場の制度化について

- ・現在の「国と地方の協議の場」が不安定であるので、法的な位置づけが必要。  
地方交付税による確実な財政措置を考えるなら、今から協議の場に上げていく姿勢を打ち出すべき。
- ・前提条件の三位一体改革推進法の制定と協議の場の制度化を一体化するのがよりインパクトがあるのではないか。
- ・国と地方の協議の場の制度化のところで、義務教の問題は中教審で審議されている今の段階でこういう記述には反対である。
- ・義務教の問題は全国知事会としてしかるべき意見を出していくべき。
- ・義務教の税源移譲についてもう少し明確にすべきである。

### 3 . 三位一体改革推進法について

- ・三位一体改革推進基本法で「協議の場」をきちんと位置づけるべき。
- ・一期改革の反省から、成功させるにはしっかりと土俵を作らないといけない。三位一体の改革が確実に成果を上げられるよう三位一体改革推進法について提案したので今回の前提条件にに入れて欲しい。ハードルは高いが国に対し強力に闘う姿勢が必要である。

- ・法制化については、政府提案を要望するのであれば、法案の内容を準備すべきである。しかし、ここに法律のことを位置づけることにより、国サイドから入り口論で言われてしまい、実質的な三位一体の中身に入らなくなるのではないか。二期改革に向けて重要であるとして別立てで書くのはどうか。
- ・知事会議の場において法律案の中身を出して、全知事が参加して議論して、そこで内容が固まるということになるのかどうか危惧している。議論はしたがまとまらないのでは、最悪の事態になる。どういうふうに詰めていったらよいかを議論しておかないと行けない。
- ・三位一体改革推進法の理念だけは最小限度まとめるようにして、それを踏まえて、法律のつくる委員会の設置、プロジェクトの設置などそういう方向性についての議論もすべき。

#### 4 . 生活保護・児童扶養手当について

- ・建設国債のものを入れるか、生活保護を入れるかの二者択一。生活保護について、ここが勝敗の分かれ目であり、まだ弱い。明確なメッセージを記載すべき。
- ・生活保護費の問題については誠意を持って協議を行うという表現が弱い。生活保護費負担金と児童扶養手当補助負担率の引き下げは断固として認められないとすべき。
- ・生保について、今回おかしなことになるようであれば、この事務を国の事務とすべき。国がそこまで言うのであれば必ずしも自治体がやる必要ない。そういう闘う姿勢が必要
- ・生活保護については、今日も協議の場があるが、国はいろいろなくせ玉を投げってくる。生活保護で穴埋めをされることは絶対にないように、しっかりと戦略を考えないといけない。
- ・生活保護の問題は今回の一つの正念場であることは誰しもが思っている。押し切られたときどう拒絶するのか、こちらから逆にはねのけるための手段なり方法が議論されているのか。
- ・生活保護費については、不退転の決意と態度、姿勢を示すべき。

## 5 . 18年度の移譲対象補助金の選別について

- ・ 国庫補助負担金を税源移譲額が6,000億円に達するまで、国と地方の協議の場などを通じて、国と地方が合意できる形で選定するという経過を明らかにしておかないと読む人によっては、9,990億削減し、6,000億円にすると取られかねない。
- ・ 自由度を阻害しているのは補助金であって、個々の問題はあるが原則的には補助金を第一時的には優先すべき。また、少額の補助金を優先すべき。
- ・ 社会保障関係で医療関係のものが出ているが、現在介護保険の見直しが進められており、補助金のいくつかは、介護保険に吸収されて、目減りするのではないか。
- ・ 医療費の関係で国保を我々が受け入れる際の条件は、今医療保険制度が抜本的な改革が見直されていて、あくまでも今回の国保の受け入れは暫定的なものだと説明がなされたと思う。  
今回ここに、医療費関係の補助金、恒久的な一般財源化だと思うが、地方が医療の事務を恒久的に受けるという方向が出てしまうのではないか。  
国保の事務は都道府県調整交付金のガイドライン協議の時も、あくまでも暫定という姿勢と医療費関係の補助金の恒久的な一般財源化とは主張が矛盾しないのか。
- ・ 建設国債を財源とするものについて、10割移譲とする根拠をある程度書き込むべきである。
- ・ 補助負担金の内容については、施設整備が入ったので、公共事業が全く入っていない。廃棄物処理施設については、地域的なバランスもあるので、地域格差があるものを入れるよりも、公共事業の中の災害予防を除き、農道の整備や経営体育成基盤整備事業などを入れるのが適切である。
- ・ 児童保護費の負担金があるが、生活保護とは全くレベルが違うが、これからの世代を担う恵まれない子どもを行政としてどう手当するかは、地方の仕事というより、国の責務であると個人的には思う。

## 6 . 国の行財政改革と地方の自己改革について

- ・ 国と地方の行革の進展度、国よりも地方が努力していることを、分かり易く記載すべき。

- ・三位一体の改革は国と地方の財政再建のキーワードと思っている。地方の自己改革はより厳しくしていかなければならない。また、国家公務員が国を潰すのではないかという危惧を抱いている。国の改革について、もっと厳しく書いて欲しい。

## 7. その他

- ・前提条件、前文のところで、なぜ、今回これをやるのかきちんと行っていく必要がある。三位一体の改革については理念が欠けて、税源移譲の部分が常に先走るので、国と地方との役割分担の問題、行革の問題などの観点があるので、何のために今回やっているのか分かり易く例示すべき。
- ・税源移譲になった時に、市町村にとってどういうふうに行政サービスが変わっていくのか。県民生活、住民の利便性がどう変わっていくのかについて、もっとメッセージを発していく必要がある。
- ・改革の先頭に6団体、知事会が当たっていくのは当たり前ですが、国民へのメッセージ、国民周知をもっとやっていく必要がある。
- ・21世紀の日本を中央政府と地方政府の間柄がどうあるべきか、それによって国民の生活がどう上がるかを中心に議論すべき。
- ・地方交付税の確保については、きっちりと何故に必要なかというのを、国民、経済団体に理解してもらおうような積極的な働きかけをして、交付税の確保を絶対に守るべきである。